

市民の税カード



新たなポイントが
加算されます

滞納があるかた
などのカードは
失効となります

市税を年度内に完納されたかたに、市民の税カードの新たなポイントが加算されます。ただし、市税に滞納があるかたなどはカードが利用できなくなりますので、ご注意ください。8月1日以降も引き続きカードの特典を利用できるかたには継続通知を、利用できなくなるかたには失効通知を、7月上旬に送付しま

すのでご確認ください。

引き続き利用できるかたは、市税を年度内に完納されているかたです。ポイントはこれまでの残ポイントに加え、新たなポイントが加算されます。また、カードが利用できなくなるかたは、市税に滞納があるかたや滞納処分を受けたかた、対象となる市税が平成25年度に課税されなかったかたです。この場合、未使用のポイントがあっても、7月31日で失効となりますのでご注意ください。

加算されるポイント

- ①基本ポイント
 - ・年度内に完納した税目ごとに300ポイント
- ②ボーナスポイント
 - ・納期限内に納付した税目ごとに100ポイント
 - ・年度内納付を継続しているかたに100ポイント
 - ・新たに納税の方法を口座振替、または、個人市民税を特別徴収に切り替えたかたに税目ごとに100ポイント

今年度加算される市民の税カードのポイント

対象となる税目	基本ポイント	ボーナスポイント		
		納期限内納付	年度内納付	口座振替・特別徴収への切替
固定資産税及び都市計画税	300 P	100 P	100 P	100 P
個人市民税	300 P	100 P		100 P
軽自動車税	300 P	100 P		100 P
国民健康保険税	300 P	100 P		100 P



■お問合せ

収納課 岩井仮設庁舎
内線1752

国民年金からの
お知らせ

国民年金保険料の取り扱いが、次のとおり変わりました。

◆過去2年(申請時点から2年1か月前までの期間)までさかのぼって免除申請ができるようになりました。(学生納付特例も同様です)

◆法定免除期間のうち、ご本人が申出した期間は、国民年金保険料を通常どおり納付することができるようになりました。

◆国民年金保険料と同様に、付加保険料も納期限から2年間納めることができるようになりました。

■お問合せ

下館年金事務所
☎0296(25)0811

保険年金課 岩井仮設庁舎
内線1734